

資料1-2 整備内容シートに関する委員からの意見

淀川水系流域委員会
第29回琵琶湖部会 (H16.11.08)
資料1-2

(実施)

報告項目	分類	整備内容シート番号	記載箇所	事業名	報告資料ページ番号	委員からの意見
◎	②	環境-1	5. 2(1)	河川環境のモニタリングの実施と評	6	
◎	②	環境-37	5. 2. 3(2)	急速な水位低下が生じないダム等の運用操作を実施	10	
◎	②	利水-1	5. 4(1)	利水者の水需要の精査確認	13	
◎	②	利水-2	5. 4(2)	水利権の見直しと用途間転用	15	
	②	利水-4	5. 4(4)	渇水対策会議の改正を調整	—	(村上委員) 環境-30の意見を参照
◎	②	利用-4	5. 5. 1(2)	瀬田川水辺協議会	17	(井上委員) 瀬田川水辺協議会、河川保全利用委員会の有り方、その地域にある企業家の異業種交流会グループ、地域の大学生などにも委員に入っていただき幅広いアイデアを取り込む必要があると思います。住民が自治会のみではさみしい感じがする。
◎	②	利用-6	5. 5. 2(1)	河川保全利用委員会	19	(宗宮委員) この委員会では「各地域の実情に詳しい専門家や自治体の意見を聴き、案件ごとに判断する」となっている。「川らしい自然環境を保全・再生することを重視する」と記されているが、個々独立に設置される委員会は、それぞれ独自の判断で環境評価をして事業を評価・決定していくとなると、淀川水系一環として整合性の取れる判断が出来るのだろうか？局所的な最適化が全体の最適化と同じであるとはいえないので、これら委員会で作られる審議に加え、何らかの形で流域環境の保全を総体で見渡し、整合性をとる場の設置が必要である。 (井上委員) 利用-4の意見を参照のこと
		維持-2	5. 6(1)	堤防等の除草	—	(村上委員) 堤防の草に対する農業者の需要はないのですか。畜産のえさや堆肥の材料等として。公費で堆肥化して配布するのではなく、草の状態で事業者に引きとせれば処分コストが下がり資源の有効利用ができるのではともいますが、いかがでしょうか。
		維持-10	5. 6(1)	河川管理施設の操作・確実性の向上	—	(村上委員) ハイテク機器を使つての集中管理体制の構築自体は歓迎するが、電子制御系統は故障する場合がある。その場合にも対応できる人員配備や普段の訓練を欠かさず実施することを明記いただきたい。

※ 河川管理者から提供していただいた報告資料にない項目の意見

報告項目	分類	整備内容 シート番号	記載箇所	事業名	報告資料 ページ番号	委員からの意見
※		維持－12	5. 6(2)	改善が必要な施設の指導	－	(村上委員) 伐採の実施に際し、住民の参加、地域の子供たちの見学、伐採した樹木の図工材料への利用等を推進されたい。 河川管理が行政だけで完結できないものである以上、協働が可能な河川管理については積極的に住民とともにいき、また河川管理者でしかできない工事についても地域の住民に積極的に見学を呼びかけることが健全な連携体制を構築する上で必要不可欠であると考えからである。
◎	②	維持13－1	5. 6(3)	樹木の伐採と管理	21	
		維持－18	5. 6(3)	安全利用のための対応	－	(村上委員) 1. 水難事故防止協議会の設置の必要性に疑問を感じる。水難事故の防止が、環境学習の推進、河川レンジャー、河川利用保全委員会、水害につよい地域づくり協議会等の枠組みの中で実施できないか、再検討を求める。 水難事故は、河川と己への無知および、住民相互のコミュニケーションの不充分さによって発生するのであり、住民が普段から河川を訪れ、河川管理や河川学習に参加したり、住民相互が河川について普段から論議する状況を作ることがまず重要であると考え。 もし単独での協議会設置が必要であるならば、上記各施策との関連や連携体制について具体的に明記されたい。 2. 水難事故防止における学校教育や高齢者福祉行政との連携体制について具体的に明記されたい。 3. 名称について「水難事故防止協議会」では河川に対するマイナスイメージをかきたてるので「安全利用推進協議会」にされたほうが前向きでよいと考える。 4. 治水・利水・環境保全を目的とした河川施設を設計する際、設計段階からハード的・ソフト的な危険性を評価できる知見蓄積(過去の水難事故の発生原因の究明)と技術向上を進めていただきたい。
		維持－20	5. 6(3)	河川環境の保全のための指導	－	(村上委員) 地元住民との連携や学校教育との連携の推進を明記していただきたい。行政担当者による指導よりも地元住民による指導や地元住民・児童の書いた看板の方が不適切な河川利用防止に対し往々にして効果的であり、また、河川管理に対する住民の参加意欲を高める機会にもなるからである。

※ 河川管理者から提供していただいた報告資料にない項目の意見

(調査・検討)

報告項目	分類	整備内容シート番号	記載箇所	検討名	提供資料ページ番号	委員からの意見
◎	①	計画－1	5. 1. 2(2)	河川レンジャー	25	(宗宮委員) 基礎案では、「行政と民間の間に介在してコーディネートする主体」と記されている。また、「科学的知見に基づいた客観的な判断を行うため共同研究を行う」とも記されている。河川レンジャーは単なる調整役ではなく、当然、環境を正確に認識するため、環境質や生物種を科学的に計量し、認識し、評価できる能力が求められるはずであるが、このような要素はどの程度加味されているのであろうか不明である。また、補給することから、危険性もあるのではないのでしょうか。
※		環境－27	5. 2. 1(2)	魚類等の遡上・降下可能な方策を検討	－	(倉田委員) 現流域委員会が「治水・利水を中心とした河川整備」から、「環境保全・回復をも目的とする河川整備」のあり方を検討するという趣旨から言って、「ダム問題」の中に「魚道の修復・保全」を併せて議論して頂きたい、その検討のためには、既存ダムの魚道の設置場所・魚道の型(タイプ)と機能の「残っているもの」・「消失しているもの(河川状況の変化に伴って全く機能を失っているもの等多い由)」の点検資料を必要としますので、各工事事務所別に資料を集めて頂きたく存じます。8/19には「魚道」の改修こそ重要として提言したく存じており、関係資料は年度内一杯を待たねばならぬかも知れぬと覚悟し乍らお願い致します。万一の場合は、近畿整備局から関係自治体へ請求して頂くことをして頂き、資料を集めるための協力を求めて頂くのも・・・と存じたりいたします。よろしくお願い申し上げます。
		環境－10	5. 2. 1	横断方向の河川形状の修復を実施	－	(川端委員) 高水敷の切り下げは、平面傾斜ではなく、凹凸傾斜とし、凹凸は縦方向にも水連続が保障されるものとする。
	◎	③ 環境－28	5. 2. 2(3)	湖と河川や陸域との連続性の確保と修復(滋賀県と連携調整)	27	

※ 河川管理者から提供していただいた報告資料にない項目の意見

※	◎	③	環境－30	5. 2. 2(2)	水位操作の検討(瀬田川洗堰)	30	(村上委員) 水陸移行帯ワーキンググループにおける知見がある程度蓄積された段階で、琵琶湖の治水・利水・環境保全にかかわる利害関係者によって構成される、“琵琶湖の水位操作規則検討協議会”の設置を検討することを提案する。 同協議会では、水陸移行帯ワーキンググループによって提供された情報をベースに、治水・利水・環境保全のバランスのとれた水位操作ルール(水位操作規則の変更も含む)に向けた討議を行う。 同協議会設置後は、水陸移行帯ワーキンググループはそのために必要な科学的な情報を提供する学術的な機関として位置付ける(地球温暖化防止条約におけるIPCC(機構変動に関する科学者間パネル)のような位置付け)。
			環境－44	5. 2. 4	既設副ダムの継続使用	—	(川端委員) 副ダムによりダム上流水域が分断化されないか。戦略的環境影響評価の実施を望む
※	◎	②	環境－48	5. 2. 5	土砂移動の連続性の確保(砂防施設)	34	
			環境－54	5. 2. 6	イタセンパラの生息環境を保全する(木津川下流)	—	(川端委員) 基礎原案に記述してある砂州の再生を計るが基礎案から消え、イタセンパラにとって良好な環境になっているという認識になっている。ほんとうにこれでよいのか？(質問)
			環境－55	5. 2. 6	ナカセコカワニナの生息環境を保全する(瀬田川・宇治川)	—	(川端委員) ・宇治川・瀬田川の航空写真は、ナカセコカワニナの生息環境とは関係ない。ミクロ環境の写真が必要。 ・生息環境として、産卵、幼生環境も検討する必要がある。
※			環境－64	5. 2. 6	外来種対策の推進	—	(川端委員) 外来動物対策の記述が必要
	◎	②	治水－1～4	5. 3. 1(1)	水害に強い地域づくり協議会	36	

※ 河川管理者から提供していただいた報告資料にない項目の意見

報告項目	分類	整備内容 シート番号	記載箇所	事業名	報告資料 ページ番号	委員からの意見
※		治水－9	5. 3. 1(1)	堤防補強	－	(宗宮委員) 水害の防止は何物にも代えがたいとの立場から、「河川堤防強化委員会での審議を踏まえて決定する」とされているが、環境(水質や生態系)の視点で一体何が論議されたのか？手法選定の判定要因として環境因子は配慮されたのか？工事中やその後の影響については、整備基礎案の5. 2.8にいくつかの点が指摘されている。出来れば、河川堤防強化委員会は淀川堤防適正化検討委員会とでもすれば、環境サイドからの検討項目も取り込めるのではなかろうか。
	◎	治水－15	5. 3. 1(1)	堤防補強 (琵琶湖後期放流影響区間)	38	
	◎	治水－35	5. 3. 3(2)	堤防の耐震対策 (琵琶湖後期放流影響区間)	40	
※		ダム－8	5. 7. 2(1)	琵琶湖水位低下抑制対策	－	(寺川委員) P4／4中の文章「以上から魚類の産卵・ふ化への影響を解消するために琵琶湖の水位低下の抑制を適切に図ることができる。」 についての意見 →適切に図ることができる。とは言い切れない。
※		ダム－10	5. 7. 2(1)	環境等の諸調査	－	(寺川委員) 整備内容シート/ダム－8のP2/4～4/4のスケジュールと環境調査についての意見 →本調査は不十分であり、スケジュール的にも16／12まででは無理がある。これまでの、環境調査で動植物の生息・生育状況:河川域調査で、水生生物には厳しい生息環境となっている。とあるが、ならばその改善を図るべきである。
※		ダム－17	5. 7. 2	丹生ダム建設事業	－	(松岡委員) 姉川・高時川の河川環境の保全再生 瀬切れの問題ですが約毎秒3tの放流量を確保する必要があるとされていますが、これで解消することはできない。元々流れがゆるやかで土砂移動の通過点でないのか。根本的に対処検討する必要がある。ただ水量で対応は解決策とはいえない。 流量のコントロールすることで、さらに瀬切れ状況が悪化心配される。時には激流が必要です。

※ 河川管理者から提供していただいた報告資料にない項目の意見

報告項目	分類	整備内容シート番号	記載箇所	事業名	報告資料ページ番号	委員からの意見
※		ダムー17	5. 7. 2	丹生ダム建設事業	—	(寺川委員) 整備内容シート/ダム17のP4/20「●各方策の緊急的な実施の可能性」以下の文章中の、①水位操作の変更、②流域の節水ー「節水は流域の…時間が必要である。」の文、及び④琵琶湖からの放流量の振替推量の確保ー「貯留施設が緊急に実施可能である。」の文についての各意見→ ・時間を要するというが、本気で係ればそれほどの時間を有するものとは考えられない。 ・課題が多くある状況で、貯留施設が緊急に実施可能とは言い切れない。 ・意見書は、ダム以外で考えることを提言している。
※		ダムー17	5. 7. 2	丹生ダム建設事業	—	(松岡委員) ダムー17 1 ①下流放流時期を早めるとの検討されているようですが、これには進捗状況 詳細報告 p31の実施内容の結果にそぐわない。魚類および生物に影響が大きく出やすくなるおそれがあると思われます。 整備効果として挙げられている琵琶湖の急速な水位低下の軽減効果ついて、6/19を前提に水位の操作で水位が調節されることから、丹生ダム等から補給効果が期待される。補給において、水産生物にそれほど期待できないと考えられます。 雨などの刺激作用において産卵等が有り増水から始まりますが増水からの水位操作が問題と6/19以降の操作規則のマイナス20%が障害となるのではないのでしょうか。また、補給することから、危険性もあるのではないのでしょうか。
※		ダムー18	5. 7. 2	琵琶湖の水位低下抑制のための丹生ダムからの補給による効果と、その自然環境に及ぼす影響についての調査検討	—	(寺川委員) 整備シート/ダムー18のP2/4「●琵琶湖水位低下抑制のイメージ」中の箇条書き文、(1)琵琶湖からの流出を補うための大規模な貯留施設が必要。(2)必要な時期に確実に効果を発揮することができる。についての意見 → ・(1)水位操作で流出を調整すべきである。(2)確実に効果を発揮するとは言い切れない。 ・したがって、ダム以外の視点で検討すべきもの。
※		ダムー19	5. 7. 2	琵琶湖の水位低下抑制のための丹生ダムからの補給による効果と、その自然環境に及ぼす影響についての調査検討	—	(松岡委員) 下流河川および琵琶湖に及ぼす影響：①において、魚類に影響を与える、水温の検討がない、まして高冷地に長期間貯水したダムからどれほどの水温が得られるのか疑問である。ただの雪解け水の影響と同一と考えにくい。また鮎など少しの水温差で遡上に変化する中で溶存酸素や琵琶湖低層への影響が少ないとされているデータがあるようですが、これらの説明だと流れる冷水は湖岸近くに広がるのでしょうか。放流において、湖岸一帯の影響が出やすい魚の産卵及び育成に影響でないのでしょうか。調査項目としていただきたい。②低水温 についての項目検討がない。具体的に高水温の放流例を示すことが必要。

※ 河川管理者から提供していただいた報告資料にない項目の意見